

香美市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大学等の修学のために奨学金等の貸与を受け、現に就労する者に対し、奨学金等の返還に要する費用を補助することにより、香美市における生活を支援し、若年者の香美市への移住定住を促進することによる地域活性化に資することを目的に、香美市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金等 次に掲げるものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金

イ 高知県高等学校等奨学金

ウ 公益財団法人土佐育英協会の貸与型奨学金

エ 香美市高等学校等奨学金

オ その他市長が認めるもの

(2) 大学等 大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校並びに高等学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、公務員以外の者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 大学等の在学中に奨学金等の貸与を受けていること。

(2) 現に就労していること。

(3) 第5条の規定による申請の年度（以下「申請年度」という。）の4月2日時点の年齢が40歳未満であること。

(4) 申請年度の前年度に、月賦、半年賦又は年賦による奨学金等の返還を行っていること。

(5) 遅くとも申請年度の前年度の4月1日には香美市の住民基本台帳に登録され、かつ、現に香美市に居住していること。

- (6) 前号に規定する要件を第5条の規定による申請の日以後5年以上継続させる意思があること。
- (7) 奨学金等の返還について、この補助金以外の支援制度の適用を受けていないこと。
- (8) 香美市税等を滞納していないこと。
- (9) 香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号）第2条第2号に掲げる者に該当しないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、申請年度の前年度中に返還した奨学金等の額（利息及び繰上償還に係る額を除く。）の合計額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1年度当たり12万円を上限とする。また、1人の者が受けられる補助金の累計年数は、通算して5年を上限とする。

（交付申請）

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、香美市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 奨学金等の借入れの事実を確認できる書類
- (2) 返還した奨学金等の額及び当該額を返還した事実を確認できる書類
- (3) 就労の事実を確認できる書類又は就労証明書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは香美市奨学金返還支援補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、補助金の不交付を決定したときはその旨を補助対象者に通知するものとする。

（請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定の通知を受けた補助対象者は、速やかに香美市奨学金返還支援補助金請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補

助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月11日から施行する。